

# 寿都湾

の 議会だより

No. 194 令和4年8月

発行／寿都町議会  
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）  
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

## 令和4年 第2回定例会

令和4年第2回定例会は6月16日招集され、町長の行政報告の後、報告2件、意見案2件、条例改正1件、規約変更3件、補正予算1件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

## 行政報告



片岡春雄 町長

営企業会計の決算について、それぞれ出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

### 令和3年度各会計 決算の概数について

令和3年度寿都町一般会計及び各特別会計並びに公

#### ■一般会計

○歳入 62億7千471万7千円

○歳出 62億2千352万4千円

○差引額及び実質収支額 5千119万3千円

■国民健康保険事業特別会計  
○歳入 6億463万6千円

○歳出 5億6千579万3千円

○差引額及び実質収支額 3千884万3千円

■後期高齢者医療特別会計  
○歳入 5千24万1千円

○歳出 4千995万5千円

○差引額及び実質収支額 28万6千円

■介護保険事業特別会計  
○歳入 4億3千935万4千円

○歳出 4億2千498万円

○差引額及び実質収支額 1千437万4千円

※次ページへつづく



寿都小4年生が社会見学でシークリーン寿都を訪れました。

# 《公営企業会計》

## ■簡易水道事業会計

○収益的収支収入

1億1千11万4千円

○収益的収支支出

1億219万5千円

○実質収支額

791万9千円

○資本的収支収入

2千294万1千円

○資本的収支支出

4千696万8千円

○実質収支額

▲2千402万7千円

## ■公共下水道事業会計

○収益的収支収入

1億6千663万4千円

○収益的収支支出

1億9千716万5千円

○実質収支額

▲3千53万1千円

○資本的収支収入

1億3千637万3千円

○資本的収支支出

1億4千122万7千円

○実質収支額

▲485万4千円

## ■風力発電事業会計

○収益的収支収入

7億5千679万5千円

○収益的収支支出

3億9千835万円

○実質収支額

3億5千844万5千円

○資本的収支収入

12億4千530万円

○資本的収支支出

14億994万1千円

○実質収支額

▲1億6千464万1千円

※実質収支の不足額は、当該年度の留保資金で補てん

以上の各会計の決算については、係数整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

## 洋上風力発電導入に向けての推進状況について

洋上風力発電の導入推進に当たりましては、令和2年1月から、岩宇・南後志地区での洋上風力発電の導入推進を図るべく、再エネ海域利用法に基づく「促進

区域」の指定に向け、当該関係町村及び各漁協と取組を開始し、同年7月には「既に一定の準備段階に進んでいる区域」として整理され、古宇郡、岩内郡及び寿都町の3漁協並びに、神恵内村、泊村、共和町、岩内町、蘭越町及び寿都町の6か町村で組織する岩宇・南後志地

区洋上風力発電推進協議会で、今後の進め方について協議を進めてきたところがあります。

令和3年度には、「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」として、全国3海域のうち、当海域がその1海域に選定され、国による各種調査が始められることとなり、当海域内の3漁協から海域における調査実施について承認が得られたことも受け、本年4月28日に本推進協議会を「岩宇・南後志地区洋上風力発電推進組合」に組織替えし、国の調査で網羅されていない、環境影響評価手続き、系統枠の確保、長期的な漁業実態調査等の調査項目を当該組合が参画事業者を募り共同調査として実施していくことで合意が得られたものであります。

この、共同調査は、洋上風力発電を展開したい事業者が、それぞれが同様の調査を実施していくことは非効率であり、最終的に選定事業者に至らなかった際は、その投資が大きな損失となるため、事業者が調査費用を共同で拠出し、市町村や漁協が主体となり調査結果を事業者と共有する全国初

の方式となり、当海域における事業推進に大きな意義があるものと捉えております。

今後につきましては、6月20日の週に参画事業者を募集する手続きを開始し、翌週には事業者対象の説明会を開催、7月中旬頃には募集を締め切り、その後、参画事業者と協議を進め、早急に共同調査を実施していく予定としております。

なお、前述の国による調査研究事業におきましても、本年度から当海域での調査が実施されることが予定されております。

今後、洋上風力発電の推進に関し進展等がありましたら、適宜情報提供させていただきますと存じます。

## 審議した案件

### 報告

#### ◆令和3年度寿都町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告

令和3年度事業のうち次の事業について、地方自治法第23条の規定により繰越しを行ったもの。

(第23条11歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができると)

#### 【戸籍住民基本台帳システム改修事業】

戸籍住民基本台帳システム改修事業は、令和3年度予算額272万8千円を全額、令和4年度へ繰り越したことの報告です。

#### ◆株式会社寿都振興公社第34期経営状況報告

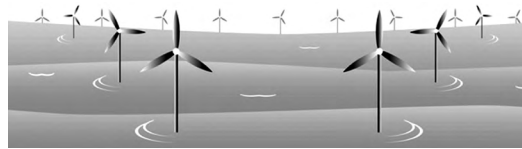
令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ゆべつのゆにおいて、感染拡大防止に努めながら営業を行ってまいりました。

入館状況については、令

和3年度は7万8千人で、前年度8万6千人と比較して8千人の減少となりましたが、要因としては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により5月中旬から6月下旬まで休館と、8月下旬から9月末までの36日間は町民限定営業を余儀なくされ、宣言が解除された後においてもコロナ禍の影響が続いたことによるものです。

主だった動きとしまして、施設保全の徹底と新設・丁寧で分かりやすい接客など、経費節減による経営の効率化を図りながら、ゆべつのゆのファンを増やしていくことを意識して運営を行ってまいりました。また、寿都町の新たな産品であります「風のバジル」を活用したバジル湯をはじめ特産品の定着化を支援し、美容と健康・免疫力アップなど健康増進効果を積極的にピールしており、今後においても、利用者の満足度を高める方策を講じていくとともに、利用者の拡大と安心安全を確保して健全な運営を目指すこととしております。

振興公社全体運営に係る



經常利益につきましては、157万8千円の決算額となっていますが、前年実績に対して經常利益が143万3千円の増額となった要因は、寿都町からの運営助成及び新型コロナウイルス関連支援金によるものであります。

法人の概要ですが、資本状況につきましては、株の口数及び資本金の変動はございません。

また、振興公社の主な事業につきましては、公の施設の管理・運営を中心に業務を行っており、町からの財政的な関与状況としては、受託業務としてゆべつのゆ・活性化センター・弁慶岬トイレ・青少年研修会館で、令和3年度の委託料は、3千606万4千円、令和4年度につきましては、3千233万1千円となっております。

売店売上げについては、2千4万7千円で前年対比296万9千円の減、入館料等収入については、2千813万円で前年対比448万4千円の減であり、これは入館者の減によるものであります。

振興公社全体の決算状況については、収入の純売上上で、売上及び受託料収入などで6千888万6千円、営業外収益は、寿都町観光拠点

施設等応援事業補助金及び雑収入で1千618万1千円となり、収入合計は、8千506万7千円となります。

支出では、売上原価として仕入及び期首の在庫から期末在庫を差し引いた棚卸資産を含め1千670万8千円、販売費及び一般管理費は、人件費及び施設維持運営費に係る費用で6千678万1千円、支出合計は8千348万9千円となります。

収入から支出を差し引くと、157万8千円が經常利益となり、この当期利益に前期繰越利益を加えると、345万9千円が次期繰越利益となるものです。

第35期の事業計画では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底に努め、引き続き利用者の拡大と健全運営を図るとともに、持続的な観光と健康を主体とした、ゆべつのゆならではの魅力の磨き上げを行い、寿都町の観光施策や中長期の計画に反映させ、今後の展開に繋げてまいります。

収益は、8千521万6千円を、費用は、同額の8千521万6千円の見込となっており、経営計画では、町からの支援により、収支バランスを維持する計画となっておりま

すが、今後、新型コロナウイルス感染症の影響による入館者数や重油単価の動向を見ながら、支援の協議を行うこととしております。

振興公社については、適正な管理・運営を担うための環境づくりを、町としましても連携協力し、健全な運営体制に向け推進してまいります。

### 意見案

◆森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書……………原案可決  
(賛成8：反対0)

◆食料の自給率向上を国政の柱に据える政治転換を求める意見書……………否決  
(賛成1：反対7)

### 条例の改正

◆後志南部地区地域資源循環管理施設（土壌改良資材製造施設）の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例……………原案可決  
(賛成8：反対0)

当該施設において、施設利用者が納入する利用料金の上限額を変更するため、条例の一部を改正するものです。

### 規約変更

◆北海道市町村総合事務組合規約を変更するための協議……………原案可決  
(賛成8：反対0)

◆北海道市町村職員退職手当組合規約を変更するための協議……………原案可決  
(賛成8：反対0)

◆北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を変更するための協議……………原案可決  
(賛成8：反対0)

加入する一部事務組合において規約を変更するための協議を行うことについて議会で議決するものです。

### 補正予算

◆寿都町一般会計補正予算（第1号）……………原案可決  
(賛成8：反対0)

予算総額に6千114万9千円を追加し、総額を66億7千314万9千円とするものです。

●補正の主なもの  
・総務費（地域応援券発行事業委託料ほか）  
4千155万9千円増

・民生費（住民税非課税世帯等臨時特別給付金ほか）  
666万4千円増  
・衛生費（新型コロナウイルススワクチン接種業務等委

託料ほか）  
1千162万6千円増

・土木費（公共施設修繕料）  
130万円増

## 意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会では1件の意見書を可決し、関係省庁へ提出いたしました。なお、内容を要約して掲載いたします。

◆森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要があります。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料

の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進などの森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要です。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、活力ある森林づくりや防災・減災対策をさらに進め、森林・林業・木材産業によるグリーン成長が実現できるよう、施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望いたします。

1 森林の多面的機能を持

続的に発揮し、ゼロカーボン北海道の実現に貢献するため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること

造・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用の促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

ここが聞きたい

# 一般質問

第2回定例会での一般質問では2名の方から2項目について質問がありました。

吉野 卓壽 議員

漁業 寿都町の基幹産業である漁業者への財政支援について



■質問 寿都町の基幹産業である漁業者への財政支援について、質問させていただきます。

近年、新型コロナウイルス感染症により、外食産業

における消費の減退や流通機能の停滞が続く、それにより魚価安となり漁業者の負担が増加する一方です。また、最近のしらす漁は、昨年も不漁と言われていましたが、今年は、それを上回る大不漁、そして冬場の

時化により寿都町の名物とも言える「寿かき」、特に値段が付きやすい大サイズの「かき」が、養殖しているロープから大量に落ちてしまい水揚げが激減しています。さらに漁業料の改定や施設利用料の増額により漁業者の負担が増加しています。

令和4年度の町政執行方針の漁業・農林業・水産加工業の振興の項目で「経営の立て直しに向けた経営戦略を後押しし、健全経営に必要な財政支援を行って生産者の負担軽減に繋げてまいります」と記載されています。

寿都町として、今、この状況をどのように考えていますか。

そして、財政支援を行うとするとどういった財政支援をいつ行うかを質問します。

●町長

吉野議員の質問にお答えいたします。

寿都町の基幹産業である漁業者への財政支援についてであります。令和4年5月末のいかなる漁の生産量は、寿都地区で17トンと大きく不漁となっており、過去の生産量をみますと、平成10年に15トン、



平成6年に13トンと大きく不漁となった年もあり、好不漁の著しい魚種となっており、いかなる漁を含め漁協の生産高は、他魚種ともに好不漁が変動した推移となっており。

また、本町のブランドである「寿かき」は、昨年12月と本年1月の大型低気圧に伴う大時化による被害を受け、3年貝・4年貝を中心に全体で7割程度減となっており、在庫が厳しい中での経営となっており。

漁協においては、早い時期から経営の見直しを図らなければならぬ状況にあつたにもかかわらず、財務体質改善のための抜本的対策を先送りしてきたことが経営悪化の要因となり、収

支改善を図るため昨年策定した経営改善計画において、収支改善対策として、漁業料・販売手数料の見直しをはじめ施設利用料の徴収など、不転の決意で計画を実行し、一日も早く計画を達成するよう、漁業者においても相当な痛みと協力の下に計画の推進を図ることとしており、漁業者の環境は厳しい状況であるものと認識をしております。

私は、令和4年度町政執行方針で申し上げたとおり、漁協の経営の立て直しに向けた経営戦略を後押しし、健全経営に必要な財政支援を行って生産者の負担軽減に繋げていく所存であり、令和4年度において、経営改善計画達成のため、水産振興策支援で2千120万円、経営安定化支援で1千880万円、併せて4千万円の支援をすることとしており、まずは、漁協の再建を図り、経営改善計画を達成し漁業者の負担を軽減することが何より重要でありますので、計画の進捗状況について、しっかりと注視してまいります。

また、コロナ禍による魚価の下落や水産物の売上の減少に対しましては、令和3年度に組合員が負担する販売手数料の一部を還元

し、漁家経営の安定化を図ることを目的に1千800万円の支援をしており、現段階において、特定の漁模様に對し個別に支援する考えはございませんので御理解願いたいと存じます。

■再質問

今、話されてましたが、飽くまで漁協には援助するけど個別の援助は全くしないというお話を聞いたんですけれど、それは今年度も来年度以降もそのようなお考えですか。

●町長

漁協を支援するということは、間接的に個別の支援にも繋がっているということと、先ほどもお話いたしましたように、今回二通り、水産振興策の支援、これが2千120万、安定化というのは、組合そのものの安定化で1千880万、そういった中で間接的な支援をしております。ですから、一魚種ずつ変動というのは、今年だけじゃなくて過去にも相当な変動の中で漁業経営というのがされておりますので、全体を見た中でこれらの支援も考えていきたいというふうに考えてございます。

福祉  
高齢者の社会参加を支援し、  
健康で暮らせる町づくりを

## ■質問

高齢者の社会参加を支援し、健康で暮らせる町づくりをというところで4点質問させていただきます。

まず、高齢者への補聴器購入助成制度の実施についてです。

令和元年の9月の第3回定例会で一度この質問をしております。その時点での実施自治体は、本場に僅かでしたが、現在は全国でも、道内でも、取組が広まっています。寿都町でも是非、実施していただきたいということです。

池田町では、高齢者の積極的な社会参加や、地域交流を支援することで、健康増進と認知症予防となることを目的として補聴器の助成が行われているそうです。

前回の質問で町長は、補聴器の助成については、国の動向を注視するとの回答でしたが、聴力検査の実施については、「難聴は認知症発症につながる一つの要因と考えられているので、

す。

早期発見と対策は必要と考えている。町の検診において、可能な聴力検査の導入や、町内医療機関での相談体制を検討する」と聴力検査については、回答いたしております。その後、検査の取組については、どうなっているのかも伺います。

次に、二つ目、寿都診療所での眼科の診療をしてほしいという高齢者から強い要望があります。このことについては、いかがでしょうか。

次に、3番目です。ゆべつのゆシルバー優待券を使わない優待券があるんですけども、タクシーでも利用できるようにしていただけないかという質問です。支給の対象者としては、87名ですが、87名ですと1千万円以上になるんですけども、令和4年度の予算では、事業費を含んで191万2千円となっております。支給額としては約185万2千円、18パーセントの利用と見込んでの支給額と予算を立てられております。

シルバー優待券というのは、とても良い取組だと私も思っております。ただ、利用が多くはありません。事業の目的として「高齢者に優待券を支給し、健康増進を図る」となっておりますが、また、予算説明で「閉じこもりの解消」ともおっしゃっていました。それから、タクシー券として利用し、買い物に出かけたり、友達のところに出かけたりするのにも目的がなくなった使用ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

次に、4点目ですけど、ゆべつのゆの浴室で、杖の使用を可能にしてほしいということです。浴室が広いので、杖をついて入りたいという希望があるんですけど、浴場は、ただでも滑りやすかったりするので、日常杖を必要とする人にとって、ゆべつのゆに入りに行くのは、行きたくても中々行かれないという状況です。浴場専用の杖を備え付けて、そういう方にも温泉を楽しんでいただくことができないものか、それについて伺います。

いたします。

1点目の御質問につきましては、令和元年第3回定例会でも御質問があった「高齢者への補聴器購入助成制度」についてであります。まず、町の健診における検査の導入については、集団健診である「いきいき健診」及び寿都診療所における個別健診の場での実施について検討してまいりました。

いずれの健診の場においても、簡易検査の実施は可能ですが、補聴器の必要性の判定は難しく、また、判定には専門医の診断が不可欠となりますので、まずは寿都診療所で相談していただき、専門の医療機関を受診することをお勧めしたいと思います。

また、前回もお答えいたしました。加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度は、障害者総合支援法の補装具費支給制度に基づいて、聴覚機能障害者が対象となっており、課税状況に応じた助成がございますので、まずは現行の制度を利用していただくとともに、公的補助制度の拡充については国へ要請してまいりたいと存じます。

●町長  
幸坂議員の質問にお答え

科診療を行ってほしいとの質問でございますが、現在、寿都診療所では、「内科」「外科」「小児科」「精神科」の四つの診療を行っております。

眼科の診療を実施するためには、まず第一に、眼科診療について専門的な知識や技術を有する医師の確保が必要なこと。第二に、眼の検査や診療を行うための専門的な機器の整備や場所の確保など、実施するためのハードルは高く、寿都診療所で専門的な眼科診療を実施することは、現状では非常に困難であると考えます。

なお、国では、オンライン診療に力を入れており、寿都診療所でもオンライン診療ができるように準備を進めているところであります。

一部の医療機関では、眼科診療に係るオンライン診療について、現在、テスト段階ではありますが始まっております。眼科診療に係るオンライン診療が一般化されたときには、診療所においても導入する方向で進めてまいりたいと考えております。

3点目の、ゆべつのゆシルバー優待券をタクシーで

も利用できるようにしてはどうかとの御質問ですが、シルバー優待券支給事業につきましても、70歳以上の方を対象に、温泉を有効利用してもらうことで高齢者の健康増進を図ることを目的として平成14年度から実施しております。

また、温泉に出かけることで社会的な交流が生まれることも二次的な効果として期待しているところであります。

本事業の利用状況は、新型コロナウイルスの影響などもあり、令和3年度では対象者805人に対して288人の方が利用され、利用率は35.8パーセントであります。

御質問のシルバー優待券をタクシー利用券とすることは、本事業の本来の目的ではなく、足の確保という別の課題と捉えておりますので、シルバー優待券を積極的に利用していただきたいと思っております。

なお、現在の社会情勢や今後更に進んでいく高齢化社会などを見据えると、限りある財源の中、支援や事業等の見直しを含め、今後の時代に即応した事業や支援等の在り方を検討してまいりたいと考えております。



4点目の、ゆべつのゆ浴室内での杖の使用についてありますが、浴室内で杖の使用を希望される方につきましては、浴室内は滑りやすく危険であり、また、他の利用者に不安を与えてしまうことや衛生面の確保を図る必要があることから、杖の使用を控えていただいております。

また、比較的滑りにくい杖もあるようですが、浴室での使用には適しておらず、利用される方の安全を最優先に考えると、残念ながら杖の備え付けはできませんので御理解いただきましたと存じます。

■再質問  
残念なお答えばかりです

が、補聴器の助成についてですけれども、この間、私の知る限りでも道内16の市町村で補聴器の購入助成が実施されております。後志でも、今、赤井川と蘭越で行われています。中でも根室市では、補聴器購入費に対する助成だけでなく補聴器の修理費、痰吸引器、パルスオキシメーターなど7種類の器具などの援助を障害者総合支援法、介護保険法、その他の法律による支給制度を受けられない市民を対象にする根室市生活支援特別給付事業というのを令和4年4月1日から開始しています。大変進んだ取組だと思えます。

欧米では、難聴を医療のカテゴリーと捉えて補助制度がありますが、日本では、障害者のカテゴリーで捉えて障害者手帳が交付されている方のみに助成制度があります。しかし、高齢化が進み高齢者が社会で活躍、働き手として求められています。国が補聴器購入制度を行うべきです。令和元年3月の財政金融委員会では麻生太郎財務大臣は、補聴器購入助成について「厚労省から提案がまだないが、やらなければならぬ必要な問題」

と述べています。寿都町議会では、令和元年6月の第2回定例会で、高齢に伴う難聴者の補聴器購入に公的補助制度を求める意見書を全会一致で可決し議会としても意見書を上げています。町長も国に要望を上げていたと思います。そして、国の制度化を待つことなく町でも補聴器の助成を行っていたいただきたいと強く思うものです。

また、WHOでは、41デシベル以上で補聴器を着けた方がいいといっています。そのレベルを放っておくと認識できない音が増えていくということです。先ほどの答えでは、オンライン診療を導入していくという、そういうお答えでしたけれども、本日に早く診察をして補聴器を着けた方がいいということが分かったときには、助成制度がない場合は、中々買えない方も多いと思いますが、やはり着けていくことで高齢者の社会参加も広がっていくのかなというふうに思っています。そういう制度を、是非、広げていただきたいなというふうに思いますね、はい。

眼科の診療科目を増やしてほしいということですが、新しい診療科を増やすということは、本当に大変なことだと私も思っています。最近、高齢者の方も運転している方が多く、結構町外に出かけられるんですけども、中々やっぱり運転免許を返すような時期になると長距離というのが苦手だということも多くなっておりますのでね、そういう意味で町内なら循環バスもあって眼科を設置していただくと本当に助かるというところで強い要望が寄せられておりました。眼の病気というのは、加齢性の黄斑変性とか緑内障など失明の危険もありますのでね、やはり治療を止めるということではできませんので、そういう意味では、寿都診療所は、産婦人科が廃止されています。その代わり眼科を開設するということの方法もあるのかなというふうに思っていますけども、いかがでしょうか。

後、ゆべつのゆのシルバー優待券ですけども、この問題は私も何回も取り上げてきておりました。いつも問題が違っていると、ゆべつのゆはゆべつのゆで高齢者に温泉に入って、そして楽しんでもらって健康にもつていうことで、いつもそういうお答えをいただいています。利用者数で、今、ちょっと私と、私は18パーセントという金額的に出した利用者数だったんですけど、288人という方が利用されているという、1回利用した人もこの中に入っていますね、だから、そういう意味で利用者は、結構多いという、そういうことになるかと思いますが、やはり、もらっても使わないので違う物に使いたいよねという町民の声についての、は、多くあります。そういう意味で、そういう制度を作っているのでもちよつと広げて対応するっていうのもありかなとは思っていますけれども、その辺でそういう実行できないものかなと思っています。

また、杖の問題ですけれども、先日、診療所で高齢の患者さんが、先端がこう四つに分かれているような杖をついているのを見かけたんですよね、浴場であんな杖があれば安心して入浴できるのかなというふうに思っていました。外から持ち込む杖はやっぱり不衛生なのでね、駄目だと思わうんですけど、浴場に何本か杖を備え付けておくと高齢者の人が入ったときにその杖を使って湯舟に入っていることができるんじゃないでしょうか。そういうことをすることによってシルバー優待券ももう少し有効に使えるのではないかなと思うんですけども、その点については、いかがでしょうか。

#### ●町長

いろいろな助成があればいいのは私も同じ思いでありますけれども、各自治体のピンポイントのこの町これやっていくから寿都どう、あそここの町これやってるからどう、全部そういう話を全部寿都でこれをやろうとしたら財政破綻してしまいます。ですから、今、やっているものをどっか切つてこれをやろうじゃないかという議論、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、高齢化していく中で限りある財源、これからどうこれを住民の使い勝手いい形に切り替えていくかというの、これから議員の皆さんとも協議をしていかなきゃならない、基本的には、そのように思っております。

それから、診療所の関係、議員の皆さんに再度私はお願い申し上げたいと思います

ます。診療所の原点、皆さん忘れてはいませんか。この原点は、家庭医として先ほどお話をさせていただきました「内科」「外科」「小児科」そのほかに道立の関係から「婦人科」と「精神科」については、継続してやると。これが最低限の、ほかの病気については、ここからどう繋ぐかっていうのが、この診療所の役割、これを議員の皆さんもう1回認識していただきたい。あれもやります、これもやりますっていうのは、この診療所では無理です。逆にこの診療所を潰す形になりますので御理解願いたいと思います。

#### ■再々質問

高齢者がね、社会参加して健康で長生きできるようにと町でも「まる元体操」などを実施しているいろいろ努力しているのは、私も十分分かっております。でも、そこから、「まる元体操」に参加できない、そこから漏れる高齢者に対する対策も必要ではないかなっていうふうに思っております。補聴器とかそういう新しい制度も必要ですし、併せて今行っている制度にプラスアルファで先ほど言ったような優待券をタクシー代わり使っていいよとか杖をゆべつのゆで使えるようにするとかね、そういうようなプラスアルファのことで社会参加をね、広げるそういう形にもっていきけるのではないかなというふうに思っております。そういうことで今回質問で取り上げました。町長の回答は、いずれもちよつと難しいということでしたけれども、以上で質問を終わりたいと思います。

います。

#### ●町長

社会参加、確かに高齢化になるとですね、脚が調子悪いだとか、それは私も認識しておりますけれども、もう一つ逆に老人クラブという組織もございます。皆さん支え合って老人クラブ、週に1回活性化センターの方で皆さんという会話をしながら、そして温泉にも入っていただく。そのような、今、老人クラブの加入率が非常に低い状況の中で老人クラブの方に参加をして、また、温泉を利用するだとか、いろいろな皆さんの中の協力体制の中で支え合っていくというのも一つの方法というふうに考えておりますので、その点議員の皆さん方からも宣伝といいますか、広報活動をしていただければ幸いっていうふうに思います。

## 9月に定例議会が開かれます

傍聴の際は、  
新型コロナウイルス感染対策のため、  
手指消毒とマスク着用にご協力をお願いします。



日程等、詳しいことは  
議会事務局へ  
お問い合わせください。  
(TEL 62-2511)

## 令和4年第1回臨時会

令和4年第1回臨時会は4月28日に招集され、会期を1日と定め、条例改正1件、単行議案1件を審議し、同日閉会しました。

#### 《単行議案》

◆移住促進センター整備工事請負契約………原案可決  
(賛成7：反対1)

令和4年4月25日仮契約に付した、移住促進センター整備工事請負契約を締結するために議決するものです。

#### 《条例の改正》

◆寿都町税条例等の一部を改正する条例………原案可決  
(賛成8：反対0)

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金特別控除の控除期間の延長や土地の負担調整措置などについて町税条例等の一部を改正するものです。

#### ・契約の方法

指名競争入札

#### ・契約の金額

1億5千653万円

#### ・契約の相手方

佐竹・大山・川内

経常建設共同企業体

代表者

岩内郡石内町字清住七番地七

佐竹建設株式会社

代表取締役社長 佐竹英敏

## 令和4年第2回臨時会

令和4年第2回臨時会は5月25日に招集され、会期を1日と定め、条例改正1件を審議し、同日閉会しました。

#### 《条例の改正》

◆寿都町国民健康保険条例の一部を改正する条例………原案可決  
(賛成7：反対1)

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上

げを行うとともに、「北海道国民健康保険運営方針」に沿って、標準税率を参考に税率を見直すものです。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免の特例について、昨年同様、令和4年度においても、引き続き減免が受けられるよう、所要の改正を行うものです。

## 4月

28日 令和4年第1回臨時会

## 5月

9日 後志総合開発期成会定期総会（二セコ町・小西議長）

16日 国保運営協議会（小西議長）

23日 北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会（小樽市・小西議長）

北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会（小樽市・小西議長）

25日 令和4年第2回臨時会・全員協議会

30日 寿都寿海荘建設工事安全祈願祭（小西議長、石澤副議長）

例月出納検査（木村親志監査委員）

## 6月

10日 議会運営委員会（沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、幸坂委員、石澤委員、小西議長）

11日 寿都小運動会（小西議長）

12日 潮路小運動会（小西議長）

14日 北海道町村議会議長会定期総会（札幌市・小西議長）

後志町村議会議長会臨時総会（札幌市・小西議長）

16日 令和4年第2回定例会・全員協議会

27日 南部後志町村議会正副議長会総会（島牧村・小西議長、石澤副議長）

29日 例月出納検査（木村親志監査委員）

岩内・寿都地方消防組合議会 臨時会（岩内町・石澤副議長）

## 7月

6日 北海道町村議会議員研修会（札幌市 議長ほか、議員多数）

21日 例月出納検査（木村親志監査委員）



北海道町村議会議長会定期総会



北海道町村議会議員研修会